



「生活福祉資金（教育支援資金）募集」

貸与型

問い合わせ窓口は
社会福祉協議会

対 象：全学年

対象世帯：低所得世帯（生活保護世帯を含む）

世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活保護基準の1.75倍以下）の世帯で、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。

そ の 他：申込みから返済が完了するまで、地域を担当する民生委員・児童委員が援助活動（相談等のサポート）を行います。

貸付までの期間：相談から貸付まで、おおむね1カ月半程度

貸 与 額：右表参照

問い合わせ先：社会福祉協議会

平良支所 72-3193

城辺支所：77-7930

下地支所：76-2270

上野支所：76-2540

伊良部支所：78-5973

お住いの地域の支所へ問い合わせ
てください。

※ただし、他の制度が利用できる
場合はそちらを優先してもらう。


日本学生支援機構(第一種)、

沖縄県国際交流・人材育成財団(育英貸与など)、沖縄振興開発金融高校(教育ローン)

などが利用できない場合に限る。利用できる場合は貸付できない。

詳細は、教室掲示の案内を！

☆ 資金の種類と貸付額、対象経費について ☆

資金種類	貸付限度額	対象経費
教育支援費 教育支援資金	高等学校 (専修学校の高等課程を含む) 月 52,500 円 以内	毎年必要となる 費用が対象です。
	高等専門学校 専修学校(専門課程) 短期大学 月 90,000 円 以内	授業料、施設設備費、 教材費、体育会費、実習費、 テキスト・ユニフォーム代、 後援会費、通学交通費 など
	大 学 月 97,500 円 以内	
就学支度費	500,000 円 以内	入学時のみ必要となる 費用が対象です。 入学金、校友会費、 学生保険料、航空賃・船賃、 引越し費用、敷金・礼金、 家財道具購入費 など